

よくある照会について

① 輸入確認の手続方法と通関までの流れを教えてください。

輸入確認証を取得するためには、輸入目的に応じた書類を関東信越厚生局へ提出します。（[提出資料はこちら](#)をご覧ください）

提出された書類の内容等が必要事項を満たしていることが確認できた場合には、輸入確認証を発行します。輸入確認証を税関に提出することにより輸入品の通関ができます。

② 「外国から到着した郵便物の税関手続きのお知らせ」というハガキが税関から送付されてきたのですが、どうしたらよいですか。

郵送されてきたハガキは、海外から輸入した貨物に医薬品医療機器等法に該当すると思われる物品が含まれている等の理由により、通関できずに税関で留め置かれていること等をお知らせするためのものです。

ハガキが郵送されてきた場合は、品名・数量となぜ通関できないのか、その具体的な理由(※)を税関に確認してから関東信越厚生局薬事監視指導課へお問い合わせください。

※ 厚生局と税関は別組織です。貨物は税関で留め置かれており、関東信越厚生局では到着している貨物の品名や数量を確認することができません。

※ 税関で確認してほしい、具体的な理由は以下のようなものです。

- ・健康食品を輸入したつもりが日本では医薬品と判断されるため
- ・数量が規定数量を超えているため
(医薬品が1ヶ月分又は2か月分を超えている、化粧品が24個を超えてなど)
- ・送付先が自宅以外の勤務先又は郵便局留めになっているため

③ 輸入確認申請には、返信用封筒を同封することになっていますが、どのような封筒を準備すればよいですか。

輸入確認証として発行する書類は、申請の際に提出される輸入確認申請書2通のうちの1通(A4版)です。この輸入確認証を返送(普通郵便や速達など)するのに必要な金額の切手を貼付してください。

なお、信書便事業者による信書便の利用も可能です。

④ 輸入確認証を取得するための申請は、どの時点で行えますか。

輸入したものが日本に到着した時点、あるいは未到着でも INVOICE (仕入書)、AWB (航空輸送状) 又は B/L (船荷証券) の書類がそろった時点で輸入確認の申請は可能です。

⑤ 輸入確認証を取得するまでにどのくらいの日数がかかりますか。

輸入確認の申請は郵送のみ対応しています。申請書類に不備等がない場合、書類を受理した日から輸入確認証の発行まで3日かかります。余裕を持って申請してください。

なお、ご提出いただいた書類に不備等がある場合は、発行までにさらに時間を要することがありますので、ご了承ください。

⑥ 住所変更後に製品が送付されてきたため、INVOICEやAWBに記入されている住所が旧住所になっている場合の手続きはどうしたらよいですか。

輸入報告書に記載された住所(新住所)とINVOICE、AWBに記入されている送付先の住所は同じであることが必要です。従って、この場合は、INVOICE、AWBの発行元に修正又は再発行をしていただくことになります。